

中海・宍道湖・大山圏域イメージキャラクター「ウンパくん」のデザイン使用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、中海・宍道湖・大山圏域イメージキャラクター「ウンパくん」のデザイン（以下「イメージキャラクター」という。）の使用について、必要な事項を定める。

(使用承諾の基準)

第2条 イメージキャラクターの使用について、その内容が次の各号のいずれかに該当するときは、使用を承諾しないものとする。

- (1) キャラクターのイメージを損なう恐れがあるとき。
- (2) 法令又は、公序良俗に反し、又は反する恐れがあるとき。
- (3) 特定の個人、政党、宗教団体を支援、又は公認しているような誤解を与え、又は与える恐れがあるとき。
- (4) その他、中海・宍道湖・大山圏域市長会事務局（以下「管理者」という。）がイメージキャラクターの使用について不適當であると認めるとき。

(使用手続)

第3条 イメージキャラクターを使用するもの（以下「使用者」という。）は、あらかじめ、イメージキャラクター使用申請書（様式第1号）を管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、前項に規定する申請が、前条の規定に照らし適當と判断した場合は、イメージキャラクターの使用の承諾（以下「使用承諾」という。）をイメージキャラクター使用承諾書（様式第2号）により使用者に通知し、不適當と判断した場合は、使用承諾の不可についてその理由を明記した書面をもって使用者に通知する。

(使用上の遵守事項)

第4条 イメージキャラクターの使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可された用途のみに使用すること。
- (2) 使用期間を遵守すること。
- (3) その他、管理者が特に付した条件に従って使用すること。

(使用承諾の取り消し等)

第5条 虚偽その他不正の方法によりイメージキャラクターの使用承諾を得たとき、又はイメージキャラクターの使用開始後において、第3条各号の一に該当すると管理者が認めたときは、使用承諾を取り消し、又は使用の中止を命じることができる。

(補則)

第6条 この規程に定めるもののほか、イメージキャラクターの使用に係る必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則 この規程は、平成24年4月1日より施行する。